

甲南大学法科大学院入学試験問題について

－ 2017年度一般入学試験（前期募集・8月21日分）－

試験科目：憲法

1. 出題趣旨

第1問では、条例による風俗案内所の営業規制について、憲法22条の観点から、A市風俗案内所規制条例の合憲性判断を行うことを求めている。そして、合憲性判断を行う際には、風営法、A市風営法施行条例、A市風俗案内所規制条例における規律相互の関係を読みとく力を答案に示すことが要求されている。

違憲主張を行う上でのポイントは、風俗営業それ自体については保護対象施設から70m以内でしか営業禁止となっていないのに、風俗案内所の営業については一律に200m以内が営業禁止区域となっている点に気づくことである。その上で、情報提供するに過ぎない風俗案内所が、風俗営業それ自体を行う店舗よりも営業禁止区域が広いことについて、合理性を主張することができない旨を指摘することである。

これに対して反論を行う場合には、風俗案内所には風俗営業それ自体とは異なる悪影響がある点を指摘することが肝要である。「呼び込みが激しくて通過するのもにも不安を覚える」との苦情があったことを考えれば、このあたりは容易に想像できたはずである。

第2問では、統治分野の基礎的事項に関する知識を確認した。(1)では基本書等で説明されている国会中心立法の原則の定義に言及するだけで十分である。(2)では旭川国民健康保険料事件等を参考に解答することが求められる。

2. 採点実感

第1問設問1では、風俗営業自体より害悪が大きいと考えられる風俗案内所の営業禁止区域が広いことについての不合理性を指摘できた者は、ごく少数にとどまった。また設問2でも、風俗案内所には風俗営業それ自体とは異なる悪影響がある点を指摘することが反論のポイントになるところ、このような視点を持つことのできた答案は少なかった。他方、事案と直接関係のない空理空論を展開する答案が多かった。

3. 学習方法

今回は問題文に書かれている事実の分析が不十分と思われる答案が多かったので、判例学習の際は事実関係にも十分に気を配ること、また起案の際は事案を正面から検討することを、常日頃の学習から意識するよう心掛けていただきたい。